

## 第1章 計画の策定にあたって

---

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

日本の人口は約1億2,700万人で、平成21年をピークに10年以上連続で減少している状況です。一方、65歳以上の高齢者数は、令和元年10月1日現在で約3,589万人（総務省統計局人口推計）となっており、世界でも1、2位を争う長寿の国となっています。

そして、高齢者数は、「団塊の世代」（昭和22年から昭和24年生まれ）が75歳となる令和7（2025）年に3,677万人、その後「団塊ジュニア世代」（昭和46年から昭和49年生まれ）が65歳となる令和22（2040）年過ぎに3,900万人台でピークを迎えることが見込まれており、一人暮らし高齢者や認知症高齢者も増加すると考えられています。

本町は全国や県と同水準で高齢化が進んでおり、高齢化率は令和2年9月末日現在で28.5%（7,150人）に達し、そのうち後期高齢化率（75歳以上人口の占める割合）は13.1%（住民基本台帳）で、今後も上昇し続けることが予測されます。

また、要介護者も増加しており、令和元年9月末日現在の要支援・要介護者数（第1号被保険者）は1,041人、認定率（第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合）は14.6%となっています。

本町では、平成30年度から令和2年度の第7期計画期間に、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基づき、地域包括ケアシステムを深化・推進し、自立支援と要介護状態の重度化防止、医療・介護の連携等の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、計画を推進してきました。

今後は、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」によって、地域共生社会の実現を図り、包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等が求められています。

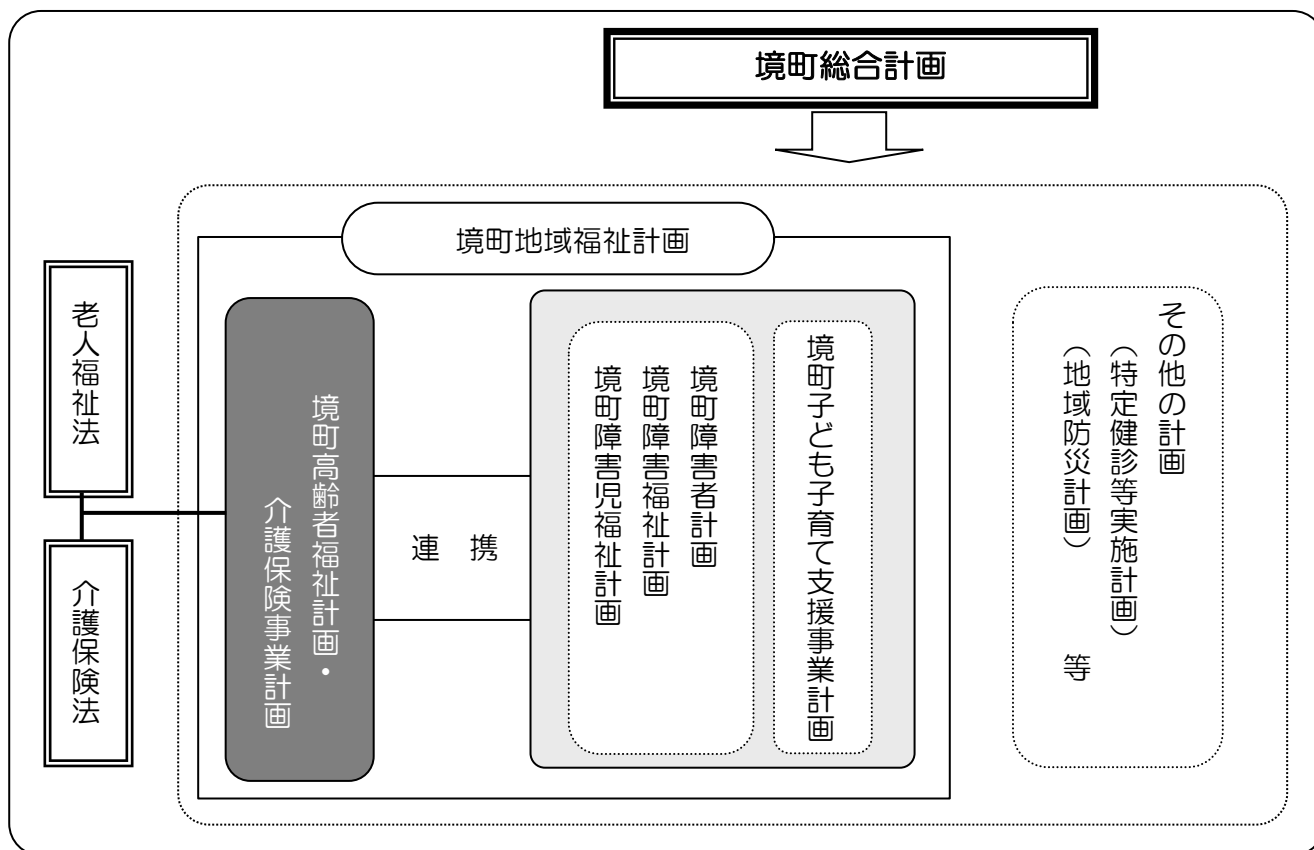
加えて、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を鑑みて、健康危機管理体制の充実や新しい生活様式に対応した取組の工夫が必要です。

第8期計画以後の計画は、令和7年までだけでなく、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に人口構造の局面が変化していく令和22年までの見通しを十分に検討した上で、施策の展開を図る必要があります。

本計画は、高齢者を取り巻く社会情勢や法制度等の動向を見極めながら、新たな課題に対応していくため、高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組みを総合的に整え、高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すことを目的として策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ・他計画との関係

境町高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、境町総合計画の高齢者福祉部門を具現化した計画で、他の保健・福祉計画と連携及び整合しているものです。



## 第3節 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を、本町における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に作成しています。

高齢者福祉計画は、老人福祉法に基づき、老人福祉計画として位置付けるもので、高齢者福祉施策等を定めるものです。

介護保険事業計画は、超高齢社会に対応した施策に関する目標、介護保険サービス基盤整備及び第1号被保険者の保険料の基礎となる計画です。

## 第4節 介護保険制度の改正の要点

### 1 地域共生社会の実現に向けて

令和2年に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和3年4月に施行されます。

この改正により、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等が行われます。主な事項は次のとおりです。

#### 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

#### 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

#### 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報に関して安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

#### 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

#### 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

## 2 計画において記載を充実する事項

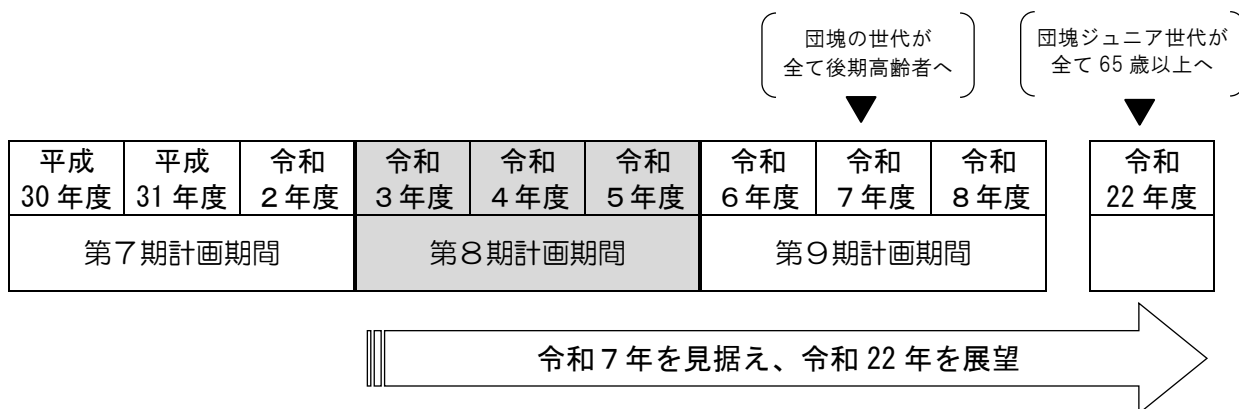
令和元年12月にまとめた第8期に向けた「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、令和2年7月に開催された社会保障審議会介護保険部会では、基本指針における「第8期計画において記載を充実する事項(案)」が検討されました。

主な事項は次のとおりです。

- ① 令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

## 第5節 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画とします。  
併せて、高齢化が一段と進む令和7（2025）年度を見据えるとともに、令和22（2040）年の社会保障を展望しながら、長期的な視点で策定しています。



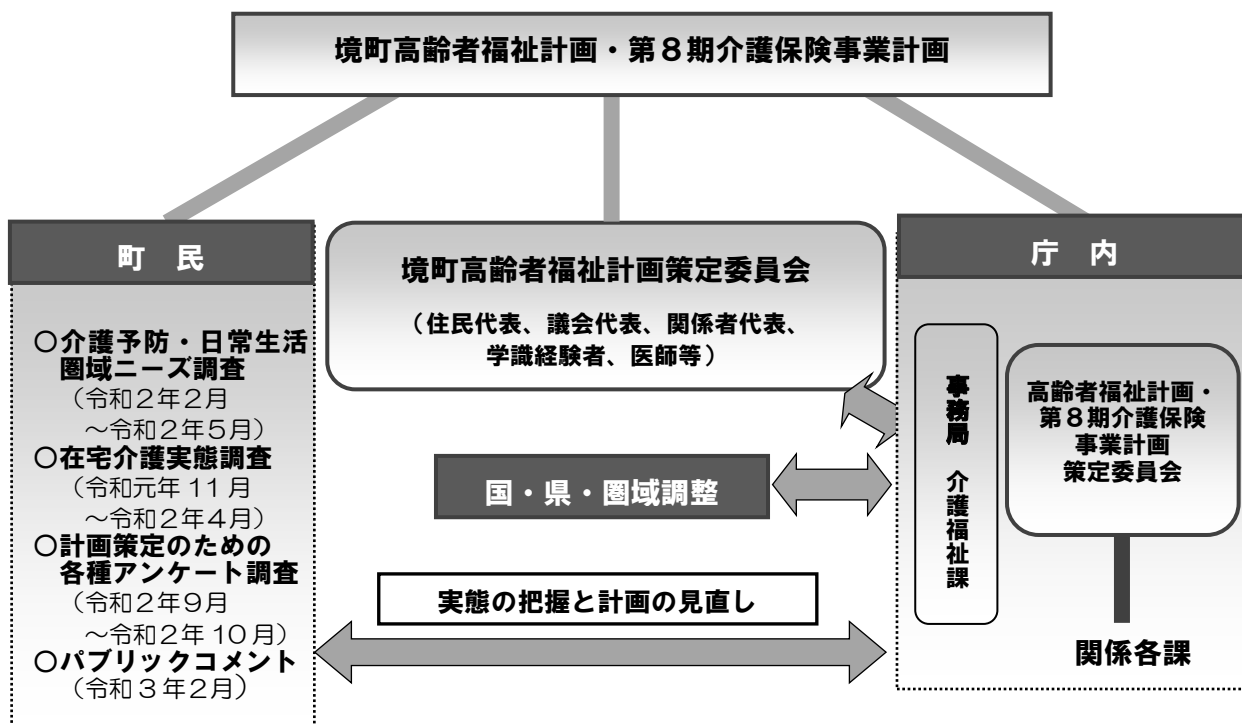
## 第6節 計画策定の体制

### 1 境町高齢者福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、境町高齢者福祉計画策定委員会を設置し、協議・検討を行いました。

委員の構成については、住民代表、議会代表、関係者代表、学識経験者、医師等からの幅広い参画により、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

■ 計画策定の体制図



## 2 アンケート調査・パブリックコメントの実施

### (1) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、その事前調査として、町内の高齢者の生活実態や地域の課題等を的確に把握・分析し、本計画において、高齢者のニーズに沿った高齢者福祉施策の推進並びに介護サービスの導入を図ることを目的に、アンケート調査を実施しました（詳細は20ページ以降参照）。

### (2) パブリックコメントの実施

境町では、当計画を策定するにあたり、施策の趣旨、目的、内容等を広く公表し、町民等からの意見及び情報の提供を受け、これらに対する町の考え方等を公表することを目的に、パブリックコメント制度を導入しています。

予定